令和6年度の車輪脱落事故防止 対策の取り組み状況について

東北地域事業用大型車の 車輪脱落事故防止協議会事務局 令和7年10月27日





目次

- 1. 日常点検等に係る運転者指導教育の徹底
- 2. 「走る前、左後輪点検キャンペーン」の実施
- 3. ホイール・ボルト及びホイール・ナットの点検に係る指導・啓発
- 4. 運輸支局長による運送事業者の日常点検実施状況の視察
- 5. 自動車事故報告規則に基づく報告の周知徹底
- 6. ホイール・ナット緩みインジケーターの普及拡大
- 7. その他取り組み状況
 - (1) 事故防止会議等の開催状況
 - (2) 事故防止対策に係る助成事業
 - (3) 大型車を取り扱う指定工場へのヒヤリングによる実態調査

1. 日常点検等に係る運転者指導教育の徹底

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

≪実施事項≫

- ➤ 自動車運送事業者は、定期的な指導教育の場において、大型車の運転者を対象に、各県トラック協会ホームページで公開中の「走る前、左後輪点検キャンペーン」に係る啓発動画、国土交通省YouTubeチャンネルで公開中の「適切なタイヤ保守管理作業手順」及び「適切なタイヤ脱着作業手順」の動画等を用いて車輪脱落事故防止に係る日常点検及び「走る前、左後輪点検」の実施方法について指導する。
- ▶ 特に、タイヤ交換後の車両にあっては、交換後2月間を強化月間として、「ディスク・ホイールの取付」に係る日常点検結果及び実施状況を重点的に確認する。
- 会報、ホームページ等において強化月間であることを広報する。

【各県トラック協会】

- 会員事業者に対し取組を要請
- ・会報、ホームページにおいて広報実施

【参考】山形県トラック協会HP



【東北運輸局】

- 管内運輸支局に対し取組を指示
- ホームページ、X(旧Twitter)において広報実施
- 報道発表
- URL: https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/jg/jg-sub85.html

【参考】 報道発表 (令和6年10月1日)



1. 日常点検等に係る運転者指導教育の徹底

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

▶ 年末年始の輸送等に関する安全総点検(以下、「総点検」)の重点点検事項として自主点 検表にて点検・報告を求めることにより実施状況の調査

【東北運輸局】

「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の自主点検表に東北運輸局独自の点検項目を追加

車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、「走る前、左後輪点検キャンペーン」啓発動画等を活用した事故防止にかかる指導監督を実施しているか

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
良好と判断された事業者数	564 (604)	588 (602)	1163	433	422	989 (1002)
改善を指導した事業者数	2 (604)	3 (602)	8 (1171)	1 (434)	1 (423)	13 (1002)
回収率	94%	98%	100%	100%	100%	100%

()内は総点検を実施した事業者数を示す 対象車両を所有していない場合も「○」を記載

【東北運輸局啓発動画】

○「適切なタイヤ脱着作業手順」



○「適切なタイヤ保守管理作業手順」



2.「走る前、左後輪点検キャンペーン」の実施

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

≪実施事項≫

- ▶ 各県トラック協会会員事業者に所属する運転者を対象に、乗車する前の左後輪確認を徹底 するためのキャンペーンを展開する。
- ▶ 大型車を保有する各県トラック協会会員事業者に標語ステッカーを配布し、乗車時に運転者が目にする位置に標語ステッカーを貼付することにより運転者の点検漏れ防止を図る。
- ➢ 総点検の重点点検事項として自主点検表にて点検報告を求めることにより実施状況を調査

【各県トラック協会】

○東北トラック協会



- ・啓発ステッカーを追加作成(2種類 各 43,600枚 計97,200枚)し、各県へ配布
- 事務所掲示用ポスターを作成(8,000枚)し、各県へ配布
- ナットチェッカー購入(13,200個)し、各県へ配布

○啓発動画をHPへ掲載





制作:東北トラック協会



【東北運輸局】

「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の自主点検表に東北運輸局独自の点検項目を追加

車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、左後輪の点検を促す啓発ステッカー貼付等の取り組みを実施しているか

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
良好と判断された事業者数	500 (604)	529	1073	378	364 (422)	880 (1002)
改善を指導した事業者数	66 (604)	62 (602)	98 (1171)	56 (434)	59 (423)	122 (1002)
回収率	94%	98%	100%	100%	100%	100%

()内は総点検を実施した事業者数を示す 対象車両を所有していない場合も「○」を記載

3. ホイール・ボルト及びホイール・ナットの点検に係る指導・啓発

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

≪実施事項≫

- 「お・と・さ・な・い」のチラシによる周知、啓発。
- ▶ 会報、ホームページ等による周知、啓発。

【東北運輸局】

○街頭点検の実施

(主な参加団体)

各県自動車整備振興会、各県トラック協会、(独)自動車技術総合機構、所轄警察署 (実施結果)

・青森:令和6年11月14日(青森市) 点検台数:27台(うち著しい緩み:2台)・岩手:令和6年10月1日(雫石町) 点検台数:14台(うち著しい緩み:0台)

・宮城: 令和 6年10月16日(登米市) 点検台数: 4台(うち著しい緩み: 0台)

令和 6年11月 6日(名取市) 点検台数:24台(うち著しい緩み:0台)

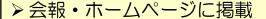
・山形: 令和 6年11月 5日 (東根市) 点検台数: 10台 (うち著しい緩み: 0台)

・福島:令和 5年10月 7日(国見町) 点検台数: 6台(うち著しい緩み:1台)

○ポスター・チラシ等による啓発

▶ 整備管理者選任後研修・自家用整備管理者講習における啓発

青森: 7回 561名
+岩手: 2回 243名
+秋田: 7回 327名
+宮城: 12回 1368名
+ 山形: 6回 559名
+福島: 7回 683名





4. 運輸支局長による運送事業者の日常点検実施状況の視察

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

≪実施事項≫

- ▶ 日常点検の実施内容の視察とともに、「日常点検の指導教育の徹底」及び「走る前左後輪 点検キャンペーン」の実施状況を確認する。
- ▶ 実施にあたっては、運輸支局毎にプレスを行う。

【東北運輸局】

• 青森: 令和 6年12月10日

ジェイアールバス東北株式会社 青森支店(総点検査察)

• 岩手: 令和 6年12月10日

ジェイアールバス東北株式会社 盛岡支店(総点検査察)

• 秋田: 令和 6年12月10日

佐川急便株式会社 秋田営業所(総点検査察)

• 宮城: 令和 6年12月10日

東日本旅客鉄道気仙沼営業所(気仙沼線BRT)(総点検査察)

• 山形: 令和 6年12月10日

山交バス株式会社 山形営業所(総点検査察)

•福島:令和6年12月10日

新常磐交通株式会社 いわき中央営業所支店(総点検査察)

5. 自動車事故報告規則に基づく報告の周知徹底

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

≪実施事項≫

▶ あらゆる機会を捉えて周知徹底

【東北運輸局】

各種研修資料に自動車事故報告規則に係る資料を掲載し、研修の機会を捉えて周知

【参考】 整備管理者選任後研修資料

整備管理者選任後研修資料

令和6年11月

東北運輸局

白動車事故報告規則 (昭和26年12月20日運輸省令第104号) 最終改正:令和6年10月1日 第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。 (1) 自動者が報源し、純潔し、火災(葡萄物品の大災を含む、以下同じ、)を起こし、又は数温等時(軌温等両を含む、以下同じ、)と衝突し、若しくは強強したもの 2) 10分以上の台勤事の事業又は接触を生じたもの き受けた者がいう。以下同じ、)を生じたもの (4) 10人以上の資格者を生じたもの (5) 自動事に確認された次に掲げるものの全部者しくは一部が発動し、又は違えいしたもの イ 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物 ロ 火薬類取締法(昭和25年法律第140号)第2条第1項に検定する火薬類 ハ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204年)第2条に確定する高圧ガス 二 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する技術料物質及びそれによって汚染された句 ・ 放射性的位元素等の確制に関する法律(総約32年法律第167号)第2条第2簿に確定する放射性的位元素及び によって汚染された物 へ シアン化ナドドウム又は毒物及び動物取締出施行令(昭和30年政令第261号)別表第2に掲げる毒物及は動物 連絡運送車両の保安基準(総和20年連絡省令第67号)第47条第1項第2号に規定する品名の可燃物 (6) 自動薬に検索されたコンテナが落下したもの (7) 接越装置又は乗降口の棚を開閉する操作装置の不透明な操作により、施御に自動車装容財債保障は施行令第5 条第4号に掲げる保事が生じたもの (8) 選気帯び連転(通路交通法(網和35年法律第105号)第65条第1項の規定に進長する行為をいう。以下同じ。 (特定自動運行物客運送(連路運送法施行機制(総和26年運輸省令第75号)第6条第1項第9号に規定する 施行規則(平成2年連絡省令第21号)第3条第3号の3に規定する特定自動運行資物運送をいう。以下この号に おいて同じ。) を行う場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸提別(昭和31年運輸金令第44号)第15条の2第 1項又は貨物自動車選送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第3長第1項に規定する特定自動運行 保安員(以下「特定自動運行保安員」という。」が満気を帯びて特定自動運行用自動車(同法第75条の12第2項 第2号イに確定する特定自動運行用自動等をいう。以下この号において同じ、)の運行の業務に従事する行為。第 4条第1項第5号において同じ。)。無免許運転(同法第64条の課定に達反する行為をいう。)、大型自動車等無資料 運転(向法軍85条軍5項から第9項書での施及)に進反する行為をいう。)又は前漢等運転(向法第117条の2第1項 第3号の第に当たら行為をいう。) (特定自動運行物を運送又は特定自動運行資物運送を行う場合にあっては、特定 党に基づく改会で変める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態で特定自動運行両自動車の運行 (9) 運転者又は特定自動運行保安長の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの

nana and a	新徽式(令和7年4月以降)		参考
別記機式 (第3)	を開係) (表) 自動車事故報告書 宛て		
	自動車の使用者の氏名又は名称 住 所 電話番号		
☆発生日時	年 月 日 時 分	Я	日 提出
天 倏	1晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他	☆ 路線名	
☆発生場所	都進 区市 区町 香地 府県 郡 村 香地	又 は 道路名	28 49
会当該自動車	の使用の本拠の名称及び位置	☆自動 又は	年型録音号 車両番号
会当時の状況			
	(通路上の事故の場合には希腊の区分を押らいたして図	示すること。)
	(連絡上の事故が場合には業績が収分を明らかなして図	示すること。)
☆◆現場の軽調	(連携上の事故の場合には単編が区分を明らかにして図	示すること。)
☆◆現場の略図 ☆当時の処置	(選集人の事金の場合には業務が区分を明らかごして図	示すること。)

6. ホイール・ナット緩みインジケーターの普及拡大

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

- ≪実施事項≫
- ➤ インジケーターの効果を広く周知する。

【東北運輸局】

管内運輸支局へそれぞれ1,050個配布し、アンケートチラシを同梱







≪実施事項≫

▶ 事故防止会議等の開催状況

県別事故防止会議等の開催状況

	会議名称	実施年月日等
青森県	交通対策・労務厚生委員会	令和6年10月9日 他1回
	事故防止安全大会	令和6年8月30日
	車輪脱落事故防止セミナー 講師: ブリヂストンタイヤソリューションジャパン (株)	令和6年9月5日 他2回
岩手県	事故防止・労働災害防止安全大会	令和6年7月9日
	交通・環境委員会	令和6年7月5日 他2回
	年末安全点検パトロール	令和6年12月3日~13日 全12回
	車輪脱落防止セミナー	令和6年9月3日
	日常点検講習会	令和6年6月11日~18日 県内6カ所
秋田県	省燃費運転・車輪脱落事故防止セミナー 講師: ブリヂストンタイヤソリューションジャパン (株) 他	令和6年11月5日 他2回
	交通事故・労働災害防止大会	令和6年11月15日 他5回
宮城県	交通・環境対策委員会	令和6年7月4日 他1回
	交通・労災事故防止・飲酒運転根絶決起大会	令和6年10月25日
	緊急事故防止決起大会	令和6年7月8日 他1回
	車輪脱落事故防止研修会	令和6年10月8日~11日 県内6会場
山形県	交通事故・撲滅総決起大会	令和6年7月16日 他2回
	日常点検・車輪脱落研修会	令和6年10月19日
福島県	事故防止講習会	令和6年9月12日
	日常点検メンテナンス講習会	令和6年7月6日 他1回

≪実施事項≫

▶ 事故防止対策に係る助成事業

県別事故防止対策に係る助成事業

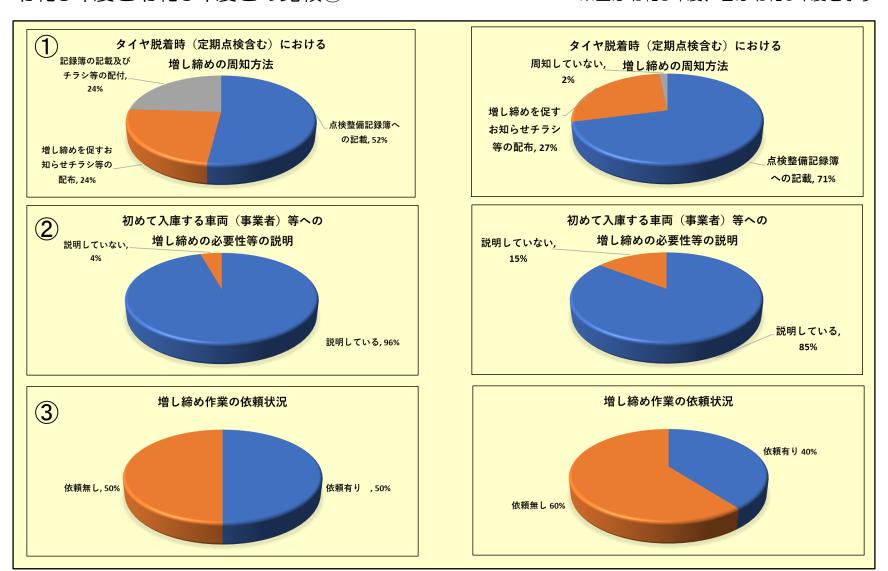
	対象	助成額		
青森県	大型車両用トルクレンチ	購入価格の1/2(全ト助成含む上限3万円)		
	車輪脱落防止対策助成	購入価格の1/2(青ト協助成上限3万円)		
岩手県	大型車両用トルクレンチ			
	ホイール・ナットインジゲーター			
	ホイール・ナット用ラインマーカー			
	ゼイフティラグロック			
秋田県	大型車用トルクレンチ	購入価格の1/2(全ト協助成含む上限5万円)		
	ホイール・ナットインジゲーター			
	ホイール・ナット用ラインマーカー			
	ゼイフティラグロック	※購入価格の1/2(上限2万)		
	その他、協会が認めた車輪脱落防止に係る機器			
宮城県	大型車用トルクレンチ	購入価格の1/2(全ト協助成含む上限5万円)		
山形県	大型車用トルクレンチ	購入価格の1/2(全ト協助成含む上限3万円)		
	車輪脱落事故防止器具(インジゲーター等)	購入価格の1/2(上限3万円)		
福島県	大型車両用トルクレンチ	購入価格の1/2(全ト協助成含む上限7万円)		
	ホイール・ナット用ラインマーカー			
	ゼイフティラグロック	 購入価格の1/2(上限3万円)		
	車輪脱落防止に効果があると判断される物品等			

≪実施事項≫

- ▶ 大型車を取り扱う指定工場へのヒヤリングによる実態調査
 - ① タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締めの周知方法
 - a: 点検整備記録簿への記載 b: 増し締めを促すお知らせチラシ等の配布 c:していない
 - ② 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めの必要性等の説明
 - a:説明している b:説明していない
 - ③ 増し締め作業の依頼状況
 - a:依頼あり b:依頼なし
 - ④ 増し締め入野促進
 - a:している(チラシ配布、増し締めに関するアドバイス等) b:していない
 - ⑤ 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両 の入庫状況
 - a:入庫あり(約 割程度) b:入庫なし
 - ⑥ ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑材の塗布状況
 - a: 実施している b: 一部実施していない c: 実施していない

≪調査結果≫ 令和5年度と令和6年度との比較①

※左は令和5年度、右は令和6年度を示す



≪調査結果≫

令和5年度と令和6年度との比較①

※左は令和5年度、右は令和6年度を示す

